**一般社団法人 熊本県産業資源循環協会入会手続きに伴う提出書類**

提出の際は､以下の書類を全て揃え､各担当支部事務局宛て＜別紙１＞にご送付ください。

なお、会費および入会に関する規定等は＜別添＞のとおりです。

**【正会員用（最終処分業、中間処理業、収集運搬業）】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 提出書類 | 様式 | ☑ |
| １ | **正会員入会申込書** | 様式第１号 | □ |
| ２ | **（特別管理）産業廃棄物許可証（写し）**  ※一般廃棄物処理業の許可を有する者はその許可証の写し。 | ― | □ |
| ３ | **誓約書** | 様式第３号 | □ |
| ４ | **企業概要**  ※パンフレット、HP写し、定款等 | ― | □ |
| ５ | **運搬車両一覧**  ※許可申請時に熊本県へ提出した、添付書類様式第１号の２の写し。 | ― | □ |
| ６ | **No.５運搬車両一覧に記載した車両の車検証の写し** | ― | □ |

**【正会員用（排出事業者、排出事業団体）・賛助会員用】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 提出書類 | 様式 | ☑ |
| １ | **入会申込書** | 様式第２号 | □ |
| ２ | **誓約書** | 様式第３号 | □ |
| ３ | **企業概要**  ※パンフレット、HP写し、定款等 | ― | □ |

※加入に際し、ご不明な点があればお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

一般社団法人 熊本県産業資源循環協会　事務局

〒861-8010　熊本市東区上南部2丁目1番113号

TEL.096-213-3356　FAX.096-213-3362

（様式第１号）

正　会　員　入　会　申　込　書

　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　一般社団法人熊本県産業資源循環協会

　　会　長　　野　原　　雅　浩　　様

　貴会へ入会したいので、一般社団法人熊本県産業資源循環協会定款及び入会規定に基づき産業廃棄物処理業許可証(　熊本県知事許可　・　熊本市長許可　)の写し、及び必要書類を添えて入会を申込みます。

フリガナ

企 業 名：

フリガナ

代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　印　（役職：　　　　　　　　）

〒

事務所所在地

電話番号：　　　　－　　　　－　　　　　ＦＡＸ番号：　　　　－　　　　－

メールアドレス：

（※最終処分・中間処理業者のみ記入）

〒

処分場所在地

電話番号：　　　　－　　　　－　　　　　ＦＡＸ番号：　　　　－　　　　－

（様式第２号）

入　会　申　込　書

令和　　　年　　　月　　　日

　一般社団法人熊本県産業資源循環協会

　　会　長　　野　原　　雅　浩　　様

　貴会へ入会したいので、一般社団法人熊本県産業資源循環協会定款及び入会規定に基づき必要書類を添えて入会を申込みます。

フリガナ

企 業 名：

フリガナ

代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　印　（役職：　　　　　　　　）

〒

事務所所在地

電話番号：　　　　－　　　　－　　　　　ＦＡＸ番号：　　　　－　　　　－

メールアドレス：

（様式第３号）

誓　　約　　書

　私は、一般社団法人熊本県産業資源循環協会への入会に際し、次のとおり誓約致します。

１　本会の定款を尊重し、これに違背することなく、その目的達成に努めます。

２　関係法令及び本会の議決事項を遵守し、いやしくも本会員としての品位を傷つけないよう努めます。

３　会員相互の協調並びに業界秩序の確立に努め、無用な混乱を招く行為は絶対行いません。

４　この誓約書および定款・法令等に違反して退会・除名等の処分を受けても不服は申しません。

５　退会若しくは除名となった場合は、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品の返還請求はいたしません。

６　次に掲げる事項のいずれにも該当いたしません。

（１）役員等に暴力団、又は暴力団密接関係者がいる。

（２）役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与している。

（４）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている。

（５）役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

　　※　暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成２２年熊本県条例第５２号）第２条に規定するものをいう。

　　※　役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

　　※　「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合などに出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交友が継続的に行われている場合をいう。

７ ６の（１）から（５）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人又は個人ではありません。

８　現在、行政処分を受けているもの若しくは行政処分後１年を経過していないもの又は行政処分を受ける恐れのあるものいずれにも該当していません。

９　地域住民と重大なトラブル等は生じておりません。

以　上

令和　　　年　　　月　　　日

一般社団法人熊本県産業資源循環協会

　　会　長　　野　原　　雅　浩　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　企業名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

＜別紙１＞

**（入会申込書の送付先について）**

　当協会への入会につきましては、各支部の幹事会において審議された後に支部長により推薦書を発行し、本部協会の定例理事会での承認となりますので、下記の各担当支部事務所宛にご送付いただきますようお願いします。

記

１　荒玉支部（所管地域；荒尾市・玉名郡市・福岡県・佐賀県）

　　〒861-0803　玉名郡南関町関町1236　 　（TEL･FAX兼用）０９６８（５３）３８１１

**津留建設㈱**　内

２　城北支部（所管地域；山鹿市・菊池郡市・合志市・阿蘇郡市・大分県）

　　〒861-8001　熊本市北区武蔵ヶ丘9-5-76 　（TEL･FAX兼用）０９６（３３８）０８１１

**㈱星山商店**　内

３　熊本市支部（所管地域；熊本市・長崎県・九州圏外）

　　〒861-8031　熊本市東区戸島町2874　　（TEL･FAX兼用）０９６（３８８）１３３０

**有価物回収協業組合石坂グループ**内

４　宇城支部（所管地域；宇城市・宇土市・上益城郡・下益城郡）

　　〒869-0419 宇土市新松原町186　　　　　　（TEL･FAX兼用）０９６４（２２）２２８２

**㈲宇土環境**　内

５　南部支部（所管地域；八代郡市・水俣市・人吉市・葦北郡・球磨郡・宮崎県・鹿児島県）

　　〒866-0034 八代市新港町2丁目4-4　　　　（TEL･FAX兼用）０９６５（３７）１６５５

**㈱津田**　内

６　天草支部（所管地域；天草市・上天草市・天草郡）

　　〒861-6103　上天草市松島町今泉4289　　　　（TEL･FAX兼用）０９６９（５６）１３６０

**天栄工業㈱**　内

一般社団法人熊本県産業資源循環協会の入会金・会費規定

＜別添＞

１　入会金（平成２１年１月９日改定）

　　　　　　正 会 員（処理業者）　　　　　　　　　　　　　２０，０００円

　　　　　　　 〃　 （排出事業者及び団体）　　　　　　　　１０，０００円

　　　　　　賛助会員　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１０，０００円

２　会　費（平成２９年４月２１日改定）

正会員　　　　収集・運搬業者　　　　　　　　　月額　　８，０００円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（年額　９６，０００円）

　　　　　　　　　　　中間処理業者　　　　　　　　　　月額　１５，０００円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（年額１８０，０００円）

　　　　　　　　　　　最終処分業者　　　　　　　　　　月額　１５，０００円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（年額１８０，０００円）

　　　　　　　　　　　排出事業者　　　　　　　　　　　月額　　５，０００円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（年額　６０，０００円）

　　　　　　　　　　　排出事業者（団体）　　　　　　　月額　１０，０００円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（年額１２０，０００円）

賛助会員　　　　　　　　　　　　　　　　　　　月額　　５，０００円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（年額　６０，０００円）

①複数の業種で許可を得ている者については、業種内の最高額とする。

　　　　　　　　②排出事業者または賛助会員で入会している者が産業廃棄物収集運搬業許可を取

得した場合は収集運搬業者に区分し、会費を納めるものとする。

③収集運搬業者または排出事業者（賛助会員含む）で入会している者が産業廃棄

物処分業許可を取得した場合は処分業者に区分し、会費を納めるものとする。

３　納入方法

　　　会費は、６ヶ月分を４月１３日及び１０月１３日に別紙、預金口座振替依頼書明記の指定口座から引落とし又は振込等により、一括納入するものとする。

　　　新規入会者については、次の納期までの月数を乗じた金額の会費を理事会承認後、入会金を添え下記口座へ、1ヶ月以内に一括納入するものとする。

　なお、次期以降の会費については、口座振替納入を適用する。

|  |
| --- |
| （振込先）・肥後銀行　県庁支店  　　　　　 普通口座：１３７６７５２  　　　　 ・郵便局　０１７９０－０－９６７９６  一般社団法人　熊本県産業資源循環協会  　　　　　　　ﾉ　ﾊﾗ　ﾏｻ　ﾋﾛ  会　長　　　野　原　雅　浩 |

一般社団法人熊本県産業資源循環協会入会規定

＜別添＞

第１条　この規定は、当協会の定款第５条に定める入会資格を有する者が入会を希望する場合

の第６条の規定による入会申込みの手続き等について定める。

第２条　本会に入会を希望する者は、本会所定の入会申込書に産業廃棄物処理業許可証の写し

（処理業以外は不要）、一般廃棄物処理業の許可を有する者はその許可証の写し、誓約

書及び企業概要（パンフレット等）、収運にあっては許可申請時に県に提出した添付書

類様式第１号の２の写し及び車検証の写しを添付し、各支部長に提出するものとする。

（別紙１　参照）

第３条　各支部長は、入会申込みの申請を受けた場合、速やかに支部幹事会で協議し、入会申

込書に推薦書を添えて協会長に提出する。本部協会は理事会に諮ってその諾否を決定し、

協会長がその結果を申込者に通知するものとする。

第４条　理事会及び支部幹事長は、入会申込者に不備や虚偽の記載がなく、また入会を拒否す

る相当な理由が無い場合は、入会を拒否することはできないものとする。

第５条　入会承諾を受けた入会者は、１ヶ月以内に入会金と会費を本部協会へ納入するととも

に、次期以降の会費納入に係る預金口座振替依頼書を協会に提出することにより入会手

続きを完了したものとする。

第６条　定款第９条により本会を除名された会員の再入会は認めない。

第７条　定款第１０条の規定により本会の会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、

本条第２項、第３項に基づき理事会の審議を経て、再入会を認めることとする。

２　定款第１０条第３項の規定により本会の会員資格を喪失した者が、新たに熊本県知事

又は熊本市長から産業廃棄物処理業の許可を得た日から１年に満たないもの者につい

ては再入会を認めないこととする。

　　　　また、許可を得て１年以上経過した者については、特別な理由がない場合には理事会

での審議を経て、再入会を認めることとする。

なお、特別な理由とは次のとおりとする。

（１）現に行政処分（許可取り消しを除く。）を受けているか、または受けるおそれがある

　　　こと。

（２）現に地域住民と重大なトラブルを起こしていること。

（３）管轄支部長の同意が得られないこと。

３　定款第１０条第４項の規定により本会の会員資格を喪失した者は、会費未納の全額を

納付しなければならない。

附則

この規定は、令和２年９月２５日から施行する。

一般社団法人熊本県産業資源循環協会定款（抜粋）

＜別添＞

第３章　会員

（種別）

第５条　本協会の会員は、次の２種とする。

（１）正会員

ア　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、熊本県知事又は熊本市長の許可を受けて産業廃棄物処理業を行う者で、本協会の目的に賛同して入会した者

イ 産業廃棄物を排出する事業者又はこれらの者が組織する団体で、本協会の目的に賛同して入会

した者

（２）賛助会員

産業廃棄物の処理施設の製造又は販売業者、環境調査機関、地質調査機関（気象調査機関等を含む）

及び環境コンサルタント等であって、本協会の目的に賛同して入会した者

２　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第６条　本協会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければな

らない。

（経費の負担）

第７条　本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になった時及び毎年、総会

において別に定める額を納入しなければならない。

（任意退会）

第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を退会の日の３０日前までに会長に提出することによ

り、任意に退会することができる。

（除名）

第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することが

できる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から１週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総

会において弁明の機会を与えなければならない。

（１）この定款その他の規則に違反したとき。

（２）本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（３）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第１０条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）死亡し、解散又は破産手続開始の決定を受けたとき。

（２）成年被後見人又は被保佐人になったとき。

（３）第５条第１項に規定する許可の取消処分を受けたとき。

（４）正当な理由なく第７条の支払義務を１年以上履行せず、かつ履行の催告に応じないとき。

（５）総正会員が同意したとき。

（会費等の不返還）

第１１条　会員が既に納入した会費、入会金その他の拠出金品は、返還しない。

（届出）

第１２条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに会長に届け出なければならない。

（１）住所若しくは氏名（法人又は団体にあっては、「主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名」）又は産業廃棄物処理業を行う場所を変更したとき。

（２）産業廃棄物処理業を廃止し、又は休止したとき。